



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

裁判員制度Q&A 知っておきたい企業の対応

裁判員制度が開始してから2ヶ月が経過し、いよいよ裁判員が参加しての裁判も始まります。裁判員制度の本格的な実施に伴い、企業にもより具体的な対応が求められています。そこで、今回は法務省のQ&Aから労務管理上知っておきたいポイントを2つに分けてご紹介いたします。

従業員が裁判員制度に選ばれた時の事前対応として

Q1. 従業員が裁判員に選ばれたことを会社は知ることができるか？

A. 就業規則で次の報告を義務づけることができる

裁判員候補者名簿記載通知を受けたこと
裁判員候補者として呼出しを受けたこと
裁判員や補充裁判員に選任されたこと



Q2. 会社は従業員に裁判員制度への参加を辞退させることはできるか？

A. 本人が参加を希望した場合は**できない**
ただし繁忙期に裁判員に選任された時に、辞退を申し出るかどうかを会社と本人が相談することはできる

裁判員への参加 = 公の職務



従業員から公の職務の遂行に必要な時間を請求されたら**会社は拒むことができない**

考え方のポイント
(労働基準法第7条)

裁判員制度で欠勤する従業員への対応として

年次有給休暇を使用する場合

Q3. 裁判に参加し、日当を支給される従業員が有給申請をしてきた場合は？

A. 有給休暇の使用を請求されたら与えなければならず、日当を理由に有給休暇の使用を拒むことは**できない**

Q4. 有給休暇付与のための出勤率を算定する時の扱いは？

A. 計算の対象に**含めない**

裁判員として裁判へ参加した日 = 労働が免除された日 → 全労働日には含まれない！

$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤した日}}{\text{全労働日}}$$

裁判員として裁判に参加した日は分母・分子どちらにも含めない



特別の休暇制度を設ける場合

Q5. 裁判員制度のための休暇は有給にしなければいけないのか？

A. 有給、無給どちらも**可能**

会社で任意に決めることができる。日当と1日分の賃金の差額を支給することもできる

【例】 1日分の賃金 = 15,000円
裁判員日当 = 10,000円 } 差額 5,000円支給

具体的な規程の見直しについては、弊所にご相談ください。

参考HP: 裁判員制度法務省Q&A: <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/qa/others.html>